

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 0 1 号	
件 名	外来種のザリガニ等の取扱いについて	
要 旨	<p>環境省は、2020年11月より外来ザリガニを特定外来生物に指定（アメリカザリガニは緊急指定要注意外来種で指定外）し、2021年5月までに飼育、飼養の申請手続が必要となり、新たな飼育等は許可、受理されません。他人に譲渡、繁殖、野外放置、川や池や公園等への放流が禁止になりました。</p> <p>一番の問題は、無届けで飼養した場合の罰金100万円です。そのほかに、個人が魚釣り等で間違っ釣れて放置、放流した場合は、罰金300万円以下、懲役刑もあります。ほかに会社、団体だと、1億円以下の罰金です。とんでもないです。新潟市民は、知らない人が多いです。</p> <p>国の所管課と話しているけれども、質問しても、よく理解できていません。国土交通省などと話は何もしていないと言います。河川の工事で発見し、放置、放流して、1億円以下の罰金なんてとんでもない、あり得ないです。そもそも国は、どこに外来ザリガニがいるか知らない、教えてほしいと言うレベルです。外来ザリガニの判断が不明なときは、写真を送ってほしいと言うレベルです。</p> <p>私は国に、窓口は県や市にすべきだと提案していますが、国は、窓口は環境省と言います。本当に罰金が必要なのか、原則なのか、移行措置期間が必要と言っても聞いてもらえません。学校とか個人でも飼育している可能性があります。分かりやすいパンフレットを作成して、また、市報にいがたでも広報してほしいです。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	令和3年2月18日	第1項 } } 第4項 }
受 理	令和3年2月2日	第515号
		環境建設常任委員会

アメリカザリガニは今回指定外ですが、学会でも、指定するよう意見が多数ありました。国は、一番被害の多いアメリカザリガニは、全国に飼養者がいっぱいいて、混乱が起きるからと、今回は見送りになりました。

よって、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 外来種のザリガニを発見、飼養した場合の対応を市民に広報すること。
- 2 個人で外来種のザリガニを放流したときの罰金の見直しを国に働きかけること。
- 3 外来種のザリガニの調査の予算を国に要望すること。
- 4 アメリカザリガニも早々に外来種のザリガニに指定するよう国に強く要望すること。